



## 新幼保連携型認定こども園の認可基準 ～子ども子育て会議基準検討部会で審議～

◆6月28日、政府の子ども子育て会議基準検討部会（部会長：無藤隆/白梅学園大学子ども学部教授）は、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準等について審議を行いました。

子ども・子育て支援新制度で設けられる新幼保連携型認定こども園の設立パターンは、新設、既存幼稚園・保育所からの移行、現認定こども園からの移行、などが想定されていますが、今回の会合では新設のケースについて検討が行われました。以下、具体的に審議された内容の一部概要をご紹介します。

審議項目	検討案
園長等の資格	認定こども園固有の能力要件を求め、教諭免許状又は保育士資格を有し、教育職もしくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者
その他職員の配置	園長を補佐する副園長又は教頭を置くよう努力義務
非常勤職員の扱い	教諭等は常勤が前提とし、講師は常時勤務に服さないことができる
職員配置基準	給付等の公定価格の議論と合わせて今後検討
設備の設置	満2歳以上を受け入れる場合は、保育室、遊戯室が必置
運動場・調理室の設置	必置
運営状況評価	運営に関する自己評価・結果公表は実施義務 関係者評価・第三者評価いずれかの実施・結果公表は努力義務

(参考：内閣府HP/遊育7月号)

### 生活扶助基準見直しにより特例 ～介護保険、社福の軽減制度改正へ～

◆厚労省は、介護保険を利用する生活保護受給者について、今年8月から生活扶助基準額が引き下げられることに伴い、生活保護が廃止される人への特例措置を設けることを決めました。

現在、社福の利用者負担軽減制度により、施設に入所している生活保護受給者は居住費の全額を軽減されていますが、今年8月を境に「生活保護受給者」から「生計困難者」になる人は、居住費の3/4を負担しなければならなくなります。同制度の改正により居住費を保護廃止前と同様全額軽減できる仕組みを整えることで、負担増により施設を退所しなければならない人の発生を防ぐことを目的としています。

厚労省は今回こうした特例を設けることについて、生活扶助引き下げにより保護が廃止される人は「仮にいたとしても極めて少数」としています。(参考：厚労省HP/福祉新聞)

(軽減制度対象となる生計困難者の要件)  
住民税が非課税で、以下の要件を満たし、市町村が認める者

- ① 年間収入が150万円以下  
(世帯員1人ごとに50万円を加算)
- ② 預貯金等が350万円以下  
(世帯員1人ごとに100万円を加算)
- ③ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④ 親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

### 「特養の入所に経済的要件」 ～経団連提案～

◆社会保障審議会介護保険部会（部会長：山崎泰彦/神奈川県立保健福祉大学名誉教授）の第45回会合が開催され、日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)は「特養の入所要件に要介護度や経済的事情を設け、老人福祉に特化すべき」とする提案を示しました。

経団連の久保田専務理事は、特養の入所者のうち1割が軽度者(要介護度1・2)であることや、約2割が低所得者に該当しないことに着目し、「社福は公共性の高い福祉サービスを提供する本来の役割に沿うことが期待される」とし、社福の改革を求めました。

一方、全国老人福祉施設協議会の榊田和平委員は、入所者の負担能力に応じて保険料を設定することには理解を示しつつも、入所に経済的要件を設けることに対しては、「措置制度に逆戻りしてしまう」と慎重な姿勢を示しています。(参考：厚労省HP/福祉新聞)

#### 今回議論されたその他の内容

- 終の棲家である特養で看取りを行わないことはあり得ず、看護体制の再構築や訪問看護の活用を促すべき。
- 社福の内部留保に関しては現場の意見をより多く反映し、社会的に納得が得られる内部留保の定義を明確に示す必要がある。